

弁護士会、法テラス、社労士会、県労働委員会、労働局合同の

労働相談会

日時： **10**月**6**日（**土**）

10:00～15:00（受付終了14:00）

会場：アイーナ（受付場所：7階710）

内容： 弁護士、特定社会保険労務士、岩手県労働委員会委員などが

パワハラ、いじめ・嫌がらせ、解雇、賃金等の労働条件引下げなど

労働問題全般に関する労働者や事業主などからの相談をお受けします。

◎完全予約制ではありませんが、予約している方が優先になります。

予約電話番号：0120-610-797（岩手県労働委員会事務局で承っております）

相談会に来られない方はお電話で！

10月**6**日（**土**）

9:00～16:00

 0120-980-783

携帯電話からは019-604-3002

（岩手労働局の職員が対応します。）



相談無料

「岩手労働相談・個別労働紛争解決制度関係機関連絡協議会」主催

岩手弁護士会、日本司法支援センター岩手地方事務所（法テラス岩手）、岩手県社会保険労務士会
岩手県労働委員会、岩手県商工労働観光部雇用対策・労働室、岩手労働局

（裏面もあります）

「パワーハラスメント」って何ですか？

「職場のパワーハラスメント」とは

同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの
職場内の優位性※を背景に、**業務の適正な範囲を超えて**、
精神的・身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる行為。

※上司から部下に行われるものだけでなく、先輩・後輩間や同僚間などの様々な優位性を背景に行われるものもある。

こんな行為をされたら、パワハラです。*

① 身体的な攻撃



叩く、殴る、蹴るなどの暴行を受ける。
丸めたポスターで頭を叩く。

② 精神的な攻撃



同僚の目の前で叱責される。
他の職員も宛先を含めてメールで罵倒される。
必要以上に長時間、繰返し執拗に叱る。

③ 人間関係からの切り離し



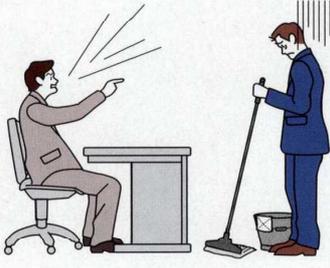
1人だけ別室に席をうつされる。
強制的に自宅待機を命じられる。
送別会に出席させない。

④ 過大な要求



新人で仕事のやり方もわからないのに
他の人の仕事までおしつけられ、
同僚は、皆先に帰ってしまった。

⑤ 過小な要求



運転手なのに営業所の
草むしりだけを命じられた。
事務職なのに倉庫業務だけを命じられた。

⑥ 個の侵害



交際相手について執拗に問われる。
妻に対する悪口を言われる。

何が業務の適正な範囲を超えるかについては、業種や企業文化の影響を受けるため、各企業・職場で認識をそろえ、その範囲を明確にすることが大事です。

※①～⑥は、パワハラに当たりうるすべてを網羅したものではなく、これら以外は問題ないということではない。